

# 若者住宅補助金

若者の定住を促進するため、町内に住宅を新築する方に対し、費用の一部を補助します。

## 【対象者】

若者要件に該当する方で、建築請負業を営む個人又は法人と契約を締結し、住宅を新築又は購入された方

※本町の住民基本台帳に引き続き5年以上記録される方が対象です

## 【補助金額】

50万円

## 【対象となる建物】

- 建築請負業を営む個人又は法人と契約を締結し、新築した住宅
  - 申請日前5年以内に売買を目的として建築された建売住宅
- ※居住されたことのないもの

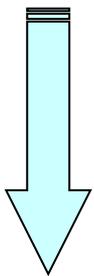
## 【若者要件とは】

次に掲げる要件のいずれかに該当すること

- ① 夫婦のどちらかが満40歳未満の方
- ② 満40歳未満の単身の方
- ③ 義務教育終了前のお子さんがいる方
- ④ 満55歳未満の新規就農者



## 申請手順（住宅の登記後1年未満に申請してください）



- ① 交付申請書の提出
- ② 現地調査及び書類審査
- ③ 補助金交付決定及び額の確定
- ④ 請求書の提出
- ⑤ 補助金の支払い

※申請に必要な様式は、町ホームページからダウンロードできます。



住宅支援機構の「フラット35」をご利用の場合、借入金利から当初5年間、**年0.25%**引き下げ  
詳細は→



## 【お問い合わせ先】

久米南町 産業振興課  
〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削 502-1  
TEL：(086) 728-2134 FAX：(086) 728-2749

